

令和元年度
津山市農業委員会
(1月定例会議事録)

令和2年1月10日(金) 14時00分～
津山市役所2階 大会議室
津山市農業委員会定例会を招集する。

委員定数19名

出席委員(17名)

- | | | | |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1. 日笠 治郎 | 2. 太田 裕恭 | 3. 池田 幸正 | 4. 井家上 淑子 |
| 5. 小串 典介 | 6. 竹内 隆一 | 7. 尾島 宏明 | 9. 岡田 成子 |
| 10. 松尾 治 | 11. 山下 英男 | 12. 三谷 智子 | 13. 仁木 紹祐 |
| 14. 長森 健樹 | 16. 植本 幸男 | 17. 筒塩 清美 | 18. 大山 正志 |
| 19. 大塚 毅 | | | |

欠席委員(2名)

- | | |
|-----------|-----------|
| 8. 小島 仁太郎 | 15. 高山 一英 |
|-----------|-----------|

事務局(9名)

- | | | | |
|-------|-------|-------|-------|
| 吉田 局長 | 藤原 次長 | 高橋 主査 | 杉井 主事 |
| 都井 主事 | 三宅 主査 | 小椋 主任 | 大澤 主査 |
| 阿部 主査 | | | |

議 事

- 議案第64号 農地法第3条の規定による許可申請承認について（委員会処分）
 - 議案第65号 農地法第4条の規定による許可申請承認について（市長処分）
 - 議案第66号 農地転用事業計画変更承認について（市長処分）
 - 議案第67号 農地法第5条の規定による許可申請承認について（市長処分）
 - 議案第68号 非農地証明願承認について
 - 議案第69号 耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について
 - 議案第70号 農用地利用集積計画の承認について
 - 報告第16号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
 - 報告第17号 農地転用届出書の受理について
 - 報告第18号 農地改良届出書の受理について
- その他

議 事 録

別紙のとおり

(14:00～)

事務局 長

只今から、令和元年度1月の津山市農業委員会定例会を開会致します。
本日は、委員19名中、17名のご出席を頂いており、全委員の過半数を超えておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により本会は成立いたします。なお、8番小島委員、15番高山委員から欠席の連絡を頂いております。

日笠 会 長

それでは、津山市農業委員会総会議規則第6条の規定により、以降の議事進行は、日笠会長にお願いいたします。では、会長よろしくをお願いいたします。

山下 委 員 長

皆さんあけましておめでとうございます。今年も何かとよろしく願います。インフルエンザが流行っておりますので、お身体に気を付けて頑張ってください。

日笠 会 長

それでは運営委員会から運営委員長、報告をお願いします。

先ほど開催されました第10回運営委員会について、私から報告させていただきます。今回の運営委員会では、本日の定例会についてなど、事務局から相談、報告等を受けております。個々の案件につきましては、その都度、事務局から説明があると思っておりますので、よろしく願います。

事務局（津山）

以上、運営委員会の報告とさせていただきます。

はい、ありがとうございました。議事に入る前に、私の方から議事録署名人を指名させていただきます17番筒塩委員さんと、18番大山委員さん、よろしく願います。それでは議事に入ります。

議案第64号農地法第3条の規定による許可申請承認について上程します。事務局説明願います。

失礼します。議案の説明の前に、議案書に誤植がありましたので、お伝えいたします。また、誤植があった場合には正誤表をお配りしておりますので、ご参照いただきたいと思います。

誤植箇所ですが、6ページ議案第64号農地法第3条の規定による許可申請承認書についての申請番号5-5番、5-6番につきまして、権利欄、申請事由に修正がございます。お手元の正誤表のとおり、権利欄を無償自作地へ、申請事由を贈与によるへ訂正となります。

11ページの議案第67号農地法第5条の規定による許可申請承認についての申請番号1-2番につきまして、備考の記載に不足がありました。備考につきまして「土地改良区に未所属。関連議案あり。」と記載しておりますが、正しくは「追認案件。土地改良区に未所属。関連議案あり。」となりますので、備考に追認案件の記載を加えていただきますようお願いいたします。

以上、お手数ではございますが、よろしく願います。

また、議案の説明の前に2件取り下げがありましたので、ご連絡いたします。5ページ5-2、6ページ5-4が取り下げになりました。議案からの削除をお願いします。繰り返します。5ページ5-2、6ページ5-4が取り下げになりました。議案からの削除をお願いします。

それでは、改めまして議案第64号の説明をいたします。今回、津山地区から8件、加茂地区から1件、阿波地区から1件、勝北地区から1件、久米地区から4件合計15件の申請です。議案書のページで申しますと、1ページから7ページです。それでは、議案書をもとに説明します。

1-1、1-2は譲受人が同一のため、一括して説明します。1-1は山北の78歳男性から、1-2は山北の76歳男性から、吉備中央町の31歳農業を営む男性への、増反による所有権移転です。譲受人の住所は吉備中央町ですが、総社に農業の拠点を持っており、鏡野町にて耕作を行っているとお申出を受けています。また、鏡野町農業委員会発行の耕作面積証明書が添付されております。鏡野町農業委員会事務局に問い合わせたところ、耕作放棄地等もないとのことでした。したがって、農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

続きまして、1-3についてですが、高野本郷の66歳の女性から、同じく高野本郷の50歳農業を営む女性への、贈与による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

続きまして、1-4についてですが、院庄の83歳の男性から、同じく院庄の5

6歳公務員男性への、親子間贈与による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

続きまして、1-6についてですが、川崎の71歳の女性から、河面の90歳農業を営む男性への、増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

続きまして、1-7についてですが、美咲町の53歳の女性から、近長の60歳会社役員男性への、増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

続きまして、1-8についてですが、美咲町の53歳の女性から、河面の32歳会社社員男性への、増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

津山地区分の説明は1-5を除いて以上です。

はい、ありがとうございました。続いて加茂。

続きまして、加茂地区の説明をいたします。

2-1についてですが、河面の67歳の男性から、勝部の58歳、会社役員の男性への増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は別紙調査書のとおりです。

加茂地区からの説明は以上です。

はい、ありがとうございました。続いて阿波。

続きまして、阿波地区分を、議案書をもとに説明します。

3-1ですが、広島市の52歳男性から岡山市の61歳、農業を志す男性への新規就農による所有権移転です。譲受人の住所は岡山市となっていますが、すでに息子が申請地近くに転居し、営農の準備を進めており、本人も現在の勤め先との折り合いがつき次第、阿波へ転居し、営農を進めていくと聞いています。また、譲受人に対し、地元農業委員、推進委員より面談を行っており、問題ない旨のご意見をいただいています。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。その他詳細については別紙調査書のとおりです。

阿波地区分の説明は以上です。

はい、ありがとうございました。続いて勝北。

続きまして、勝北地区の説明をいたします。

4-1についてですが、杉宮の66歳男性から、杉宮の67歳会社員の男性への贈与による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。

詳細は別紙調査書のとおりです。勝北地区の説明は以上です。

はい、ありがとうございました。続いて久米。

続きまして、久米地区分の説明をいたします。

5-1は宮部上の79歳農業の男性から、宮部上の43歳会社員の女性への贈与による所有権移転でございます。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりでございます。

5-3は京都市の66歳無職の女性から、久米川南の61歳農業の男性への増反による所有権移転でございます。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりでございます。

5-5は戸脇の72歳農業の男性から、美咲町の61歳農業の男性への増反による所有権移転でございます。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりでございます。

5-6は戸脇の72歳農業の男性から、美咲町の61歳農業の男性への増反による所有権移転でございます。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない

日 笠 会 長
事 務 局 (加 茂)

日 笠 会 長
事 務 局 (阿 波)

日 笠 会 長
事 務 局 (勝 北)

日 笠 会 長
事 務 局 (久 米)

			い事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりでございます。
			説明は以上です。
日 笠 会 長	大 山 委 員		はい、ありがとうございました。続いて地元委員の説明をお願いします。
			1区大山です。1-1について説明します。本人と面談をしましたが、総社の祖父の家に同居しているということで、農機具等もこちらにあり、また後々に新しい家を持ちたいということで、問題ないと思います。
日 笠 会 長	井 家 上 委 員		はい、ありがとうございました。次。
			4番井家上です。1-3について、地元の委員さんと6日に話をしまして、農地もきれいに管理されているということでした。よろしくをお願いします。
日 笠 会 長	井 家 上 委 員		はい、ありがとうございました。1-4ですが、この人は親子ですが学校の先生をしておられて、今後農業を引き継いでいくということで、問題ないと思います。
			次。
			4番井家上です。1-6、1-7、1-8について、12月に推進委員と受人と私の3人で農地を見て回りました。少し荒れているように見えた場所も、ちゃんとさせていただくように話をしましたが、もう既にきれいに刈られて、春からはちゃんと営農ができるようになっておりますので、問題ないと思います。
日 笠 会 長	竹 内 委 員		はい、ありがとうございました。次。
			6番竹内です。2-1でございますが、特段問題ありませんのでよろしくお願い致します。
日 笠 会 長	山 下 委 員		はい、ありがとうございました。次。
			11番山下です。3-1ですが、阿波の推進委員と面談しまして、きちっと管理して農業されるということで、問題ないと思います。
松 尾 委 員			10番松尾です。4-1ですが、ちゃんと農業されているので問題ないと思います。
日 笠 会 長	植 本 委 員		はい、ありがとうございました。次。
			16番植本です。5-1につきましては親子間贈与でありまして、きちんとされてますので問題ないと思います。
			5-3につきましてもきちんと管理されておりますので問題ないと思います。
日 笠 会 長	太 田 会 長 代 理		はい、ありがとうございました。次。
			2番太田です。5-5、5-6については受人が同じで、近くの桑下にライスセンターも持っておられるので、美咲町ですが、来月にはまち倒しもしくは考えられておりますし、問題ないと思います。
日 笠 会 長			はい、ありがとうございました。今説明があったものに対して、皆さん何かありますか。
			ありません。
日 笠 会 長			はい、それでは1-5を除いて賛成の方は挙手でお願いします。
			《 多数、挙手 》
日 笠 会 長			はい、賛成多数ということでありがとうございます。
			《 日笠会長、退室 》
太 田 会 長 代 理	事 務 局 (津 山)		それでは1-5について、説明をお願いします。
			それでは1-5について説明します。種の65歳の男性から、同じく種の82歳農業を営む男性への、増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。
			津山地区分の説明は以上です。
太 田 会 長 代 理			説明がありましたが、3区の推進委員の秋田さんから問題ないと聞いております。皆さん、何かありませんか。
			ありません。
太 田 会 長 代 理			それでは賛成の方は挙手でお願いします。
			《 多数、挙手 》
太 田 会 長 代 理			はい、賛成多数ということでありがとうございます。
			《 日笠会長、入室 》
日 笠 会 長			はい、すいませんでした。
			それでは議案第65号農地法第4条の規定による許可申請承認について上程します。事務局説明願います。

事務局（津山）

それでは、議案第65号の説明をいたします。今回、津山地区から1件、加茂地区から1件、勝北地区から2件の申請です。議案書のページは、8ページです。それでは、議案書をもとに説明します。

1-1番・堂尾の畑、764㎡の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は太陽光発電施設で、施設の概要は、発電出力49.5kW程度の太陽光発電施設1施設です。転用事業者は、岡山市にお住いの70歳無職の男性です。相続したものの居住地から遠く管理が困難な申請地を、太陽光発電施設として管理するため、転用するものです。転用にあたり、境界部分については、南側に土手を築き、雨水排水については、土手に集水桝を設け、下流の水路に接続させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。堂尾町内会から、差し支えない旨の承諾書の提出を受けております。他に代替地もないとのことであり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。なお、この案件は、令和元年10月の委員会において、太陽光発電事業の事業者が転用事業者とは別人で、経済産業省の設備認定変更承認申請は行っていました但未完了であったため、不承認とされたものです。今回は、設備認定変更承認手続きが完了したことを受けての申請であり、変更後の認定通知の写しの提出を受けております。不承認とされた部分につきましても問題ないものと考えます。

津山分の説明は以上です。

日笠会長
事務局（加茂）

はい、ありがとうございました。続いて加茂地区。

続きまして、加茂地区分を説明します。

2-1番・加茂町原口の宅地、950㎡の追認案件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は農業施設用地で、施設の概要は、木造平屋建て全高7m程度の農機具倉庫4棟です。転用事業者は、加茂町原口にお住まいの50歳農林業の男性です。父親の代に農機具倉庫を建築し、使用していたものです。転用にあたり、隣接地の境界部分については、既存の法面を利用し、雨水排水については、敷地内に排水路を設け、既存水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する形状であることを確認しています。原口町内会からの差し支えない旨の意見書の提出を受けております。農業用施設であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

加茂地区からの説明は以上です。

日笠会長
事務局（勝北）

はい、ありがとうございました。続いて勝北地区。

続きまして、勝北地区の説明をいたします。

4-1番、西下の畑、34㎡の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は墓地です。転用事業者は、西下にお住まいの73歳無職の男性です。従前の墓地が自宅から遠く、管理が難しいため、自宅近くに墓地を移設するものです。転用にあたり、境界部分はコンクリートブロック壁を設け、雨水排水については自然浸透とするなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。塩手池土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。他に代替地もないとのことであり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

4-2番、西下の畑、3,765㎡のうち426㎡の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は農地改良のための一時転用で、期間は令和2年2月1日から令和4年1月31日までです。転用事業者は、西下にお住まいの73歳会社役員の男性です。低地で耕作不便なため、地盤を嵩上げて農地の整備を行うものです。転用にあたり、境界部分は緩やかな勾配をとって対処し、雨水排水については、自然浸透及び余剰分は既存水路に流すなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。西下町内会から差し支えない旨の承諾書の提出を受けております。農地の改良であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

議案第65号の説明は以上です。

日笠会長
井家上委員

はい、ありがとうございました。では地元委員の説明をお願いします。

4番井家上です。先ほど事務局から説明がありましたが、以前に不許可となっておりましたけれども、業者等も許可できる状態になったということで、岡山に住んでおられまして、土地を有効活用したいということで、問題ないと思います。

日笠会長

はい、ありがとうございました。次。

山下委員長	2-1ですが、事務局が説明したとおりで、追認で問題ないと思います。
日笠会長	はい、ありがとうございました。次。
尾島委員長	7番尾島です。4-1、4-2について、先ほど事務局が説明したとおり問題ありませんのでよろしくお願いします。
日笠会長	はい、ありがとうございました。今説明があった議案第65号に対して、皆さん何かありますか。
* 日笠会長	ありません。
* 日笠会長	はい、それでは賛成の方は挙手でお願いします。 《 多数、挙手 》
事務局（津山）	はい、賛成多数ということでありがとうございます。議案第66号農地転用事業計画変更承認について上程します。事務局説明願います。 それでは、議案第66号の説明をいたします。今回、津山地区から1件のみの申請です。議案書のページは、9ページから10ページです。それでは、議案書をもとに説明します。 1-1番・小原の宅地、740.16㎡、道路、5.75㎡の件についてです。面積が当初転用事業時と比べ29.86㎡減少しておりますが、隣地との土地形状をよくするため交換及び測量成果の反映によるものです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。当初転用事業者は、真庭市に本店を置く資本金の額100万円の株式会社で、主な事業は不動産管理業です。申請地のうち29-3外4筆においては貸住宅を整備するため、平成29年3月24日付けで農地法第5条の規定に基づく転用許可を受け、所有権移転登記を済ませて土地造成も終了させています。貸住宅の建築にあたり、土地形状をよくするため隣地との交換協議を進めることとして、交換完了まで貸住宅建築を中断していましたが、渡人側における相続協議が難航したため、平成31年4月に貸住宅用地とするため28-8外4筆の転用申請を行い、令和元年5月20日付けで農地法第5条の規定に基づく転用許可を受けました。その後も最終合意に時間を要し、28-8外4筆の所有権移転登記が11月になりました。この間、貸住宅の入居状況が悪化している一方、分譲宅地は需要が堅調であることから、貸住宅から宅地分譲に計画を変更することとしましたが、当初の転用事業者は宅地分譲を行うことができないことから、宅建業の免許を有する承継者が宅地分譲を行うため、事業計画の変更承認申請がなされたものです。計画の変更にあたり、境界部分については擁壁設置により対処し、雨水排水については集水桝を設け既存側溝に流すなど、土砂流出等、周囲への悪影響を未然に防止する形状であることを確認しています。第3種農地であり、周辺地域の農業等に及ぼす影響も変更前に比べ同程度であると認められることから、事業計画の変更は問題ないものと考えます。 議案第66号の説明は以上です。
日笠会長	はい、ありがとうございました。では地元委員の説明をお願いします。
大山委員長	はい、1区大山です。事務局の説明のとおり問題ないと感じております。
日笠会長	はい、ありがとうございました。今説明があった議案第66号に対して、皆さん何かありますか。
* 日笠会長	ありません。
* 日笠会長	はい、それでは賛成の方は挙手でお願いします。 《 多数、挙手 》
事務局（津山）	はい、賛成多数ということでありがとうございます。議案第67号農地法第5条の規定による許可申請承認について上程します。事務局説明願います。 それでは、議案第67号の説明をいたします。今回、津山地区から所有権移転7件、賃貸借権設定1件、使用貸借権設定3件、勝北地区から所有権移転1件の計12件の申請です。議案書のページは、11ページから16ページです。それでは、議案書をもとに説明します。 1-1番・総社の畑、719㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は太陽光発電施設で、施設の概要は、発電出力29.7kW程度の太陽光発電施設1施設です。転用事業者は、鏡野町にお住いの48歳会社役員の男性です。申請地を取得し、太陽光発電施設として転用するものです。転用にあたり、境界部分については、土手を築き、雨水排水については、自然浸透で対処するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。総社東町内会から差し支えない旨の承諾書の提出を受けて

おります。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1-2番・小原の宅地、740.16㎡、道路、5.75㎡、所有権移転の追認案件についてです。この件につきましては、先ほどの議案第66号1-1の事業計画変更であった農地について、計画変更承認を前提に申請されたものです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は、分譲宅地4区画及び道路です。申請地は都市計画の用途地域内であり、宅地の造成のみの転用が認められている地域です。転用事業者は、山北に本店を置く資本金の額1,000万円の株式会社で、主な事業は宅建業です。転用にあたり、境界部分については擁壁設置により対処し、雨水排水については集水枿を設け既存側溝に流すなど、土砂流出等、周囲への悪影響を未然に防止する形状であることを確認しています。土地改良区には未所属です。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1-3番・勝部の田、340㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、一般住宅用地で、施設の概要は、木造2階建て全高7.9m程度の居宅1棟、露天駐車場、進入路及び法面で、建蔽率は22%です。転用事業者は勝部にお住いの30歳会社員の男性と35歳会社員の女性のご夫婦です。現在、夫の両親と同居していますが、子供の成長に伴い、手狭になってきたことから、夫の実家から近い申請地に居宅を建築するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、南側及び西側は既存法面を利用し、東側に溜枿、フリーム、ヒューム管を設置し、雨水排水は、溜枿を通じて既存水路に接続し、生活雑排水は浄化槽を設けて既設水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。勝部水利組合から差し支えない旨の承諾書の提出を受けております。他に代替地もないとのことであり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1-4番・大田の田、1,281㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は、分譲宅地6区画及び道路です。申請地は都市計画の用途地域内であり、宅地の造成のみの転用が認められている地域です。転用事業者は上河原に本店を置く資本金の額1,000万円の株式会社と、山下に本店を置く資本金の額300万円の株式会社の2社で、主な事業は宅建業です。転用にあたり、境界部分については、南側及び西側に擁壁を設け、雨水排水については、溜枿を設け既存の道路側溝に接続させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。昭和池土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1-5番・押入の田、397㎡、使用貸借権設定の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は、一般住宅用地で、施設の概要は、木造平屋建て全高5.2m程度の居宅1棟で、建蔽率は35%です。転用事業者は押入にお住いの33歳会社員の男性です。現在、アパートで生活していますが、子供の成長に伴い、手狭になってきたことから、父から申請地を借り受け、居宅を建築するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、現場打擁壁と側溝を設置し、雨水排水は、新設する側溝に流し、生活雑排水は公共下水道に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。加茂川土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出と、使用貸借契約書の添付を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1-6番・福力の田、613㎡、使用貸借権設定の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用事業者は、福力に本店を置く資本金の額4,000万円の株式会社で、主な事業は製造業です。工場を建設するために必要な作業道及び露天駐車場を整備するための一時転用で、期間は令和2年2月1日から令和2年11月1日までです。転用にあたり、境界部分については、法面を設け、雨水排水については、自然浸透及び東側水路に放流するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。新池水利組合から差し支えない旨の意見書の提出と、使用貸借契約書の添付を受けております。他に代替地もないとのことであり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1-7番・堂尾の田、301㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、一般住宅用地で、施設の概要は、木造2階建て全高6.7m程度の居宅1棟及び全高2.7m程度のカーポート1棟で、建蔽率は28%です。転用事業者は押入にお住いの28歳会社員の男性です。現在、アパートに居住していますが、子供の成長に伴い手狭になってきたことから、父から実家に隣接する申請地を譲り受け、居宅を建築するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、既存側溝及び既存法面を利用し、雨水排水は、自然浸透及び既存排水路に流入させ、生活雑排水は合併浄化槽で処理し、既設の排水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。堂尾水利組合から差し支えない旨の承諾書の提出を受けております。集落に接続した位置であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1-8番・河辺の畑、185㎡、使用貸借権設定の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、一般住宅用地で、施設の概要は、木造2階建て全高8.9m程度の居宅1棟で、建蔽率は42%です。転用事業者は林田にお住いの38歳会社員の男性です。現在、両親と同居していますが、子供の成長に伴い手狭になってきたことから、妻の父が所有する申請地を借り受け、居宅を建築するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、新設する擁壁及び既存水路により対処し、雨水排水は、既存排水路に流入させ、生活雑排水は合併浄化槽で処理して、既設の排水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。河辺井ノ口町内会から差し支えない旨の承諾書の提出と、使用貸借契約書の添付を受けております。集落に接続した位置であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1-9番・河辺の田、2,266.49㎡、賃貸借権設定の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は、商業施設用地で、施設の概要は、鉄骨造4階建て全高15.0m程度の店舗1棟、露天駐車場及び通路です。転用事業者は南新座に本店を置く資本金の額5,000万円の株式会社で、主な事業は小売業です。申請地近隣には診療所が集積していることから、申請地に調剤薬局店舗を建築するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、コンクリート擁壁を設置し、雨水排水については、敷地内に排水路及び沈殿柵を設けて既存水路に接続し、生活雑排水は合併処理槽に接続して既存水路に流すなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。加茂川土地改良区から、差し支えない旨の意見書の提出と、賃貸借契約書の添付を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1-10番・東一宮の田、2,745㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は、商業施設用地で、施設の概要は、鉄骨造2階建て全高9.8m程度の店舗1棟、全高4.5m程度のガレージ1棟、露天駐車場及び通路です。転用事業者は加茂町桑原に本店を置く資本金の額300万円の有限会社で、主な事業は製造販売業です。事業拡張に伴い、現在借りている店舗では手狭なため、現店舗付近の申請地に新店舗を建築するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、擁壁を設け、雨水排水については、溜柵を設けて既存水路に接続し、生活雑排水は浄化槽を通じて既存水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。昭和池土地改良区から、差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1-11番・東一宮の畑、167㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用事業者は東一宮坦町内会です。町内会の資材を保管する倉庫がないことから、公会堂隣接地である申請地を譲り受け、倉庫及び露天駐車場を整備するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、隣接地の方が高く、雨水排水については、倉庫の雨水は戸井を設置し、既存水路に流し、露天駐車場は自然浸透させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。東一宮坦町内会から、差し支えない旨の同意書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

日笠会 事務局（勝北）	津山地区分の説明は以上です。 はい、ありがとうございました。続いて勝北。 続きまして、勝北地区の説明をいたします。 4-1番、西下の畑、19㎡の件についてです。農地区分は、第1種及び第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は墓地です。転用事業者は、西下にお住まいの43歳会社員の男性です。同居している義父が所有する農地に、義父の墓地に隣接して自分たちの墓地を設けるため転用するものです。転用にあたり、境界部分はコンクリートブロック壁を設け、雨水排水については自然浸透とするなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。塩手池土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。他に代替地もないとのことであり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。
日笠会 大山委員	議案第67号の説明は以上です。 はい、ありがとうございました。それでは1-1から、地元の委員から説明をお願いします。 はい、1区大山です。1-1について、総社ですが、太陽光発電ということで、周囲にも影響ありませんので、問題ありません。 1-2について、これも追認案件でありますので問題ありません。 1-3、これは勝部ですが、住宅地として進んでいるところでありますので、問題ないと思います。 1-4、大田ですが、ほとんど住宅地で、周囲にも影響がありませんので、問題ありません。よろしくお祈いします。
日笠会 井家上委員	はい、次。 4番井家上が説明します。1月6日に推進委員さんが確認して、問題ないと聞いております。 1-6ですが、工場新設のための一時転用でありますので、問題ないと思います。 1-7、堂尾ですが、お子さんが家を建てるということで問題ないと思います。 1-8、これも一般住宅で、奥さんの父親から土地を借りて建てられるようです。問題ないと思います。 1-9、これは事務局から説明がありましたが、薬局で近隣に需要があるということで、建てたいということで、問題ないと思います。以上です。
日笠会 長森委員	はい、次。 14番長森です。1-10ですが、先ほど事務局の説明のとおりで用途区域内の転用で問題ないと思います。 1-11ですが、町内会の土地でありますので問題ないと思います。
日笠会 尾島委員	はい、次。 7番尾島です。受人は渡人の娘婿でありますので問題ありません。
日笠会 * * 日笠会	はい、ありがとうございました。今説明があったものに対して、皆さん何かありますか。 ありません。 はい、それでは賛成の方は挙手でお願いします。 《 多数、挙手 》 はい、賛成多数ということでありがとうございます。
大山委員	それでは議案第68号、非農地証明願承認について上程します。地元の委員さんから説明をお願いします。 1区大山です。1-1ですが、総社で昭和50年頃に宅地化してしまったということあります。 1-2、紫保井ですが父親がしていたということで、申請人は全く知らなかったということで、仕方ないと思います。 1-3ですが、沼の件にしても、親が倉庫を建てて知らずに相続したということで、よろしくお祈いします。
日笠会 井家上委員	はい、1-4ですが、平成元年に農機具庫を建てたということです。 次、1-5は八出ですが、農地にかかっていたということです、よろしくお祈いします。 次、1-6。 4番井家上です。1-6について、先月も申請をされておりましたが、もういく

				つかありまして、隣地のことについて話がついたので、ここで申請するという ことです。問題ないと思います。
				1-7ですが、この方も以前家を建ててしまったということで、仕方ないと思 います。
				1-8、河辺の方ですが、平成11年頃に家を建てられたり、進入路にされたり ということで、仕方ないと思います。以上です。
日 尾	笠 島	会 委	長 員	はい、次。 7番尾島です。4-1ですが、昭和59年頃にされたようで、仕方ないと思 います。
				4-2ですが、倉庫等をされたということで、仕方ないと思います。
日	笠	会	長	はい、それでは議案第68号について筆頭者からの説明がありました。賛成と 思う方は挙手をお願いします。
		*		《 多数、挙手 》
日	笠	会	長	はい、賛成多数という事でありありがとうございます。
				議案第69号耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否か の判断について上程します。筆頭者の方は説明をお願いします。
山 下		委 員		説明の前に、申請番号2-4加茂町檜井951-1については、所有者から耕作する旨 の申し出があったことから議案からの削除をお願いします。
				それでは2-1から2-17までを一括して説明します。お手元に現地の写真 をお配りしていますのでご覧ください。山あいの谷が山林原野化してしまっていて、 12月25日に、太田代理、竹内委員、事務局3人と地元の寺元推進委員、私の計 7人で最終的な現地調査を行い、非農地もやむを得ないと判断しました。それぞ れの土地所有者や、その相続人から今後耕作する意思がないことを確認し、周 辺の水利を管轄する加茂町土地改良区と、地元町内会からも異議はないとの同 意書の提出を受けています。
				以上です。
日 尾	笠 島	会 委	長 員	はい、次。 7番尾島です。4-1について、お手元に写真がありますのでご覧ください。会 長、太田会長代理と事務局で見てもらって、仕方ないと思います。よろしくお願 いします。
日	笠	会	長	はい、それでは議案第69号について筆頭者からの説明がありました。賛成と 思う方は挙手をお願いします。
		*		《 多数、挙手 》
日	笠	会	長	はい、賛成多数という事でありありがとうございます。
				議案第70号農用地利用集積計画の承認について上程します。事務局簡単に説明 して下さい。
事 務 局				議案第70号 農用地利用集積計画の承認についての説明いたします。議案書の ページは、26ページから31ページです。26ページに集計表を載せておりま す。
				今回の利用権設定は、貸借権設定によるものが津山地区32件、加茂地区1件、 勝北地区2件、久米地区8件の計43件です。
				以上、農用地利用集積計画の内容は、経営基盤強化促進法第18条第3項の各要 件を満たしていると考えられます。
				議案第70号の説明は以上です。
日	笠	会	長	はい、ありがとうございました。利用集積計画ということで、皆さん承認いた だけますか。
		*		はい。
日	笠	会	長	では、賛成の方は挙手をお願いします。
		*		《 多数、挙手 》
日	笠	会	長	はい、賛成多数という事でありありがとうございます。
				議案第71号農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について上程します。事務 局説明願います。
事 務 局				議案第71号について説明します。
				お手元に配布させていただいておりますが、昨年10月に農業委員会会長が農地 転用に係る収賄疑惑で逮捕されるという不祥事が立て続けに発生したことを受け、 11月28日に開催された全国農業委員会会長代表者集会において、農業委員会の

委員等の綱紀保持に関する申し合わせ決議をし、改めて農業委員会組織として綱紀粛正の徹底を図っていくことを確認された趣旨に則り、行うものです。それでは決議文を読ませていただきます。

《 決議文、読み上げ 》

以上です。

日 笠 会 長

はい、ありがとうございました。これに関しては以前から話をしておりますが、津山では無いと思っておりますが、次々と問題が起きるものですから、皆でしましようということで、決議してよろしいか。

日 笠 会 長

よろしい。

はい、ではそうさせていただきます。

事 務 局

報告第16号3条の3第1項の規定による届出書の受理について、事務局説明願います。

報告第16号について説明します。議案書のページは32ページから37ページです。今回は、相続によるものが9件50筆となっております。また、届出があった農地のうち現況が無断転用または、雑草繁茂だったものにつきましては、適正な手続きまたは管理をするよう通知しております。

日 笠 会 長

その他詳細は議案書のとおりです。報告第16号の説明は以上です。

事 務 局

はい、ありがとうございます。

報告第17号農地転用届出書の受理について、事務局説明願います。

報告第17号の説明をいたします。

議案書のページで申しますと、38ページです。今回は、1件です。

1-1につきましては、上高倉の畑、310㎡のうち171㎡に農業用倉庫を作るというものです。

日 笠 会 長

報告第17号の説明は以上です。

はい、ありがとうございます。

事 務 局

報告第18号農地転用届出書の受理について、事務局説明願います。

報告第18号の説明をいたします。

議案書のページで申しますと、39ページです。今回は、1件です。

5-1につきましては、久米川南の田、861㎡を湿田のため利用効率が悪いのでフリュームを設置し嵩上げを行うというものです。

日 笠 会 長

報告第18号の説明は以上です。

はい、ありがとうございました。

日 笠 会 長

議案はこれを以て終了しました。委員の皆さんから何か他にありますか。

ありません。

事 務 局

それでは事務局からお願いします。

事務局から次回の定例会の日程等について連絡させていただきます。

次回、2月の定例委員会ですが、2月10日月曜日午後2時より、市役所2階202会議室で行います。繰り返し申し上げます。次回、2月の定例委員会ですが、2月10日月曜日午後2時より、市役所2階202会議室で行います。

運営委員会は、午後1時30分から農業委員会室で行いますので、運営委員さんにおかれましては、市役所4階農業委員会室に1時30分までにお越しください。

事務局からの連絡は、以上でございます。

日 笠 会 長

はい、ありがとうございました。それでは定例会の議事を終了させていただきます。

太 田 会 長 代 理

失礼します。それでは令和2年1月定例会を終了します。ありがとうございました。

*

お疲れ様でした。

(15:10終了)

上記会議のてん末を記載し、相違ないことを証するために確認し、署名捺印する。

会 長 日 笠 治 郎

署 名 委 員

署名委員 ①

署名委員 ①
